

## 多古町猫捕獲器貸出要領

制定 令和6年12月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の増加を抑え、地域の公衆衛生の向上及び良好な生活環境の保全を図るため、飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせる者に対し、その実施の支援を目的として猫捕獲器を貸出しすることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 町内に生息する所有者のいない猫をいう。
- (2) 不妊手術 雌の卵巢若しくは卵巢及び子宮を摘出する手術（妊娠時の墮胎手術を含む。）又は雄の精巣を摘出する手術であつて、手術済の目印として、雌の左耳又は雄は右耳の先端をV字にカットするものをいう。

(貸出対象)

第3条 捕獲器の貸出しの対象者は、町民、ボランティア団体等であつて、次の要件を満たす者とする。

- (1) 町内に生息する飼い主のいない猫に、多古町さくらねこ無料不妊手術チケット付実施要領第4条に規定する無料不妊手術チケットを使用して、不妊手術を受けさせる予定があること。
- (2) 捕獲器の設置に関して、捕獲を行う場所の周辺住民及び土地所有者等との合意ができていること。
- (3) 自己の責任で捕獲器の管理ができること。

(貸出申請)

第4条 猫捕獲器の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多古町猫捕獲器申請書（第1号様式）を町長に提出して申請するものとする。

(貸出期間)

第5条 捕獲器の貸出期間は、貸出を受けた日から1か月以内とする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、必要に応じてこれを延長することができる。

(貸出基数)

第6条 捕獲器の貸出基数は、捕獲予定頭数に関わらず、1件の申請につき1基とする。

(貸出及び返却方法)

第7条 猫捕獲器の貸出及び返却の場所は、多古町役場猫捕獲器所属課（以下、「担当課」という。）と担当課の職員の確認を受けなければならない。

(貸出料)

第8条 猫捕獲器の貸出は、無料とする。ただし、猫捕獲器の使用、運搬、使用後の洗浄その他の猫捕獲器の使用等にかかる一切の費用に関しては、申請者の自己負担とする。

(申請者の責務)

第9条 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 猫捕獲器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること（使用上の注意事項の厳守を含む。）
- (2) 猫捕獲器を飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせる目的以外に使用しないこと。
- (3) 猫捕獲器の権利を譲渡し、又は猫捕獲器を転貸しないこと。
- (4) 猫捕獲器を営利目的で使用しないこと。
- (5) 猫捕獲器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (6) 猫捕獲器の使用に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）のほか、法令を遵守すること。
- (7) 猫捕獲器を使用した後は、洗浄し、速やかに返却すること。
- (8) 猫捕獲器の貸出期間を厳守すること。
- (9) 猫捕獲器による事故等が起こらないよう、万全の注意を払うこと。万が一事故が発生した場合は、申請者の責任のもとに対応すること。
- (10) そのた町長が定める事項に従うこと。

(損害賠償)

第11条 申請者の責めに帰すべき理由によって猫捕獲器を滅失し、又はき損したときは、申請書においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、町長が決定する。

3 猫捕獲器の使用により、申請者が被った損害及び申請者が第三者に与えた損害に関し

ては、申請者がその責任を負うものとする。

(欠格)

第12条 第10条に定める申請者の責務を、申請者が複数回にわたって逸脱したと認められ、かつ、その状況を是正しようとしなない場合には、町長が定める期間、申請者の新たな申請を却下することができる。

(免責)

第13条 町長は、捕獲器の貸出しに関連して生じた事故、係争等について一切の責任を負わないものとする

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長がその都度定める。

附 則

この告示は、令和7年1月6日から施行する。